

➤ 高齢者福祉

問 高齢福祉課

長寿お祝い

88歳の人を対象に長寿のお祝い会を開催しています。また、100歳の人に市長などが自宅や施設を訪問し、お祝い状などを贈呈します。

高齢者福祉電話等貸与事業

ひとり暮らしなどで、安否の確認や急病など不測の事態に備えるため、高齢者に緊急通報装置を貸与します。

対象者

市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの人などで、安否の確認を行う必要があると認められる人

費用負担

利用者には、月額1,350円(税抜き)の自己負担金が発生します。ただし、市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する人は、自己負担金の全額を免除します。

訪問理美容サービス事業

老衰・心身の障害などにより、理髪店や美容院に出向くのが困難な在宅の高齢者に対し、理美容師が訪問し、理美容サービスを行い高齢者の保健衛生の増進を図るとともに経済的負担の軽減を図る制度です。

サービスの内容 頭髪のカットなど

対象者

- 市内に居住するおおむね65歳以上の単身者世帯または高齢者のみの世帯
- 市民税が非課税の世帯
- 心身の障害などの理由により、一般の理美容サービスを利用することが困難な人

介護用品(紙おむつなど)給付事業

在宅生活している寝たきり高齢者などに対し、紙おむつなどを支給し、家庭の経済的な負担を軽減する制度です。カタログの中から商品・数量を選び、選んだ商品が偶数月に自宅へ配達されます。給付数量には上限があります。

対象者 下記の3点すべてに該当する人

- 市内に居住する在宅の高齢者など(入所・入院中は利用できません)
- 介護保険の認定が「要介護3以上」
- 市民税が非課税の世帯

高齢者補聴器購入費用補助制度

耳が聞こえにくくなり、日常生活の不便を感じている住民税非課税世帯の高齢者の補聴器購入費用を助成します。※助成金交付決定前に購入した補聴器は助成対象外です。※申請前に必ず高齢福祉課に相談してください。

対象者 下記の7点すべてに該当する人

- 市内在住で65歳以上の人
- 「両耳の聴力が50デシベル以上70デシベル未満」または「一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力が70デシベル以上の人」
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- 指定する耳鼻咽喉科の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明を受けることができる人
- 住民税非課税世帯である人
- 市税などを滞納していない人
- 過去5年以内にこの助成を受けていない人

助成金額 補聴器購入費用の2分の1

(上限20,000円、1,000円未満の端数は切り捨て)

(以下は広告スペースです)

社会福祉法人

大和桜井園

特別養護老人ホーム

- 短期入所施設
- デイサービスセンター
- 在宅介護支援センター
- 居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センター

(0744-42-5590)

桜井市阿部1073

☎(0744)42-2090

FAX(0744)43-5670

整形外科・外科・リハビリテーション科
リウマチ科 看護師,PT,OT 募集中

吉井整形外科

宇陀市榛原福地374-1

☎0745-82-2888

介護職員募集

デイケア吉井

☎0745-85-2888

リハビリ中心の施設に変わりました
居宅介護支援事業所 有みかどメディカル

笑顔の共有

あなたの笑顔を引き出します

あすならホーム桜井

〈サービス内容〉

- グループホーム
- 小規模多機能型ケア
- 看護小規模多機能型ケア
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 訪問看護ステーション
- ケアプランセンター

桜井市栗殿800

TEL:0744-43-4165 FAX:0744-43-4168



社会福祉法人 協同福祉会
大和郡山市宮堂町160-7
TEL:0743-57-1165 FAX:0743-57-1170

シルバー人材センター 桜井市豊田311-2

☎42-1204

急速に進む高齢化社会のなかで、就職は望まないが働く機会を得たい、何らかの収入を得たいという健康で働く意欲のある高齢者が増えています。

シルバー人材センターでは、このような高齢者の願いに応えるために、市内に住む60歳以上の働く意欲と意志をもった高齢者が臨時的・短期的な就業を通じて、生きがいの充実や社会参加の輪を広げ、活力ある地域社会づくりをめざしています。

▶ 依頼できる仕事内容

- 障子、襖、網戸の張り替え
- 筆耕(あて名書き、表彰状、感謝状書き)
- 軽作業(除草、草刈り、公園や街路清掃)
- 技能(簡単な大工仕事、修理、植木剪定)
- その他可能な手伝い

▶ 地域福祉

問 高齢福祉課

総合福祉センター(竜吟荘) 桜井市倉橋1166

☎43-1658

文化教養と活動およびコミュニケーションづくりの場として、健康づくりや生きがいづくりの支援をしています。館内には教養娯楽室・大広間・研修室・講座室などがあり、クラブ活動やグループの親睦、生涯学習、各種オリエンテーションに活用できます。また、浴場も併設しています。

営業日 水曜日～日曜日
9:00～17:00(年末年始を除く)

浴場利用時間 10:00～16:00

浴場利用料金

- 大人(市内在住の人)……200円
- 大人(市外在住の人)……400円
- 子ども(市内在住の人)…100円(12歳以下)
- 子ども(市外在住の人)…200円(12歳以下)

▶ 社会福祉

問 社会福祉課

生活保護

病気・高齢・障害などの理由で、自分の力および扶養義務者の援助などによっても生活を営むことのできない人に対して、国の責任において、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする制度です。民生・児童委員または社会福祉課へ相談してください。

民生・児童委員

民生・児童委員は社会奉仕の精神をもって自主的に社会福祉の増進に努めるもので、その職務は福祉向上および公的福祉施策への協力など広範囲にわたっています。

市内では、厚生労働大臣から委嘱された146名の民生・児童委員が生活に困っている人、児童、お年寄りなどのことで問題を抱えている人の良き相談相手として地域で活躍しています。

福祉

(以下は広告スペースです)

自然を科学した介護

多機能型介護ホーム **芝の里**
桜井市芝 1025-5
Tel 0744-35-5390

グループホーム **こもれび**
桜井市川合 220-1
Tel 0744-44-1324

サテライト **芝の里**
桜井市外山 1094-4
Tel 0744-37-0554

多機能型介護ホーム **うだの里**
宇陀市榛原篠楽 83-1
Tel 0745-80-2175

小規模多機能型居宅介護施設 **河合なぐらの里**
北葛城郡河合町穴園 24-1
Tel 0745-27-8523

Shoujukai **祥寿会**
桜井市芝 1025-5
Tel 0744-44-1888

H P YouTube

トータルなサービスを提供します

入所(介護とリハビリ)ショートステイ 連携 済生会中和病院

デイケア
訪問リハビリテーション
ケアマネジャーによるケアプランの作成

介護老人保健施設 **まほろば**
SILVER CARE

桜井市阿部323
☎0744-46-1311

有限会社タカダ
介護タクシー

● 居宅介護支援事業
● 訪問介護サービス
● 各種移送サービス

TEL: 0744-46-1511
FAX: 0744-35-4091
指定事業者番号: 2970600330
桜井市東新堂220

障害者福祉

社会福祉課

身体障害者手帳

身体に障害のある人が、制度上の各種の援助を利用するときに必要な手帳です。

この手帳は、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体・心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能などに障害のある人に交付され、その程度によって各級に区分されます。

申請は、指定医師の診断書など必要書類を社会福祉課へ提出してください。

療育手帳

知的障害のある人が、制度上の各種の援護を受けるとき、療育手帳が必要です。この手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害と判定された人に交付されます。

申請は、指定の用紙を社会福祉課へ提出してください。

精神障害者保健福祉手帳

精神に疾患のある人が、制度上の各種の援助を利用するために必要な手帳です。

申請は、指定の用紙を社会福祉課へ提出してください。

補装具の交付・修理

身体障害者(児)の職業や日常生活を容易にするため、車いす、杖(1本杖以外)、補聴器、眼鏡などの補装具の交付・修理を受けることができます。ただし、経費の一部が自己負担となる場合があります。

日常生活用具の給付・貸与

在宅重度の障害者(児)の日常生活の便宜を図るため特殊寝台、入浴補助具などの用具を給付または貸与します。ただし、原則費用の1割が自己負担となります。

紙おむつなどの支給

在宅でねたきりで、かつ、常時失禁状態にある障害者(児)に紙おむつおよびおむつカバーを支給します。ただし、所得制限があります。

訪問入浴サービス事業

在宅でねたきりの重度障害者(児)に対し、訪問入浴車を派遣し、自宅で入浴サービスを行います。

利用回数 週2回 費用負担 1回につき400円

福祉タクシー料金助成事業

視覚・下肢・体幹・移動・内部の機能の障害程度が1・2級の人および療育手帳Aの手帳所持者の人が福祉タクシーを利用した場合、基本料金相当額を助成します。社会福祉課でチケットを交付します。

障害者相談支援事業

桜井市社会福祉協議会

障害者からの相談に応じ情報提供・助言を行うとともに、障害福祉サービスの利用に関してその支援をします。

現在は、桜井市社会福祉協議会相談支援事業所「こころ」に事業を委託しています。

介護給付・訓練等給付

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう支援を受けることができます。ホームヘルプサービス、ショートステイ、生活介護などの介護給付と自立訓練や就労に向けた訓練等給付があり、利用希望者は社会福祉課に申請し、本人の障害程度区分に応じたサービスを受けることになります。

ただし、原則費用の1割が自己負担となる場合があるほか、施設利用の場合は食費・光熱水費も自己負担となります。

(以下は広告スペースです)

寄り添った
居宅介護サービスをお届けします。

Always from here



いつもここから

居宅介護 移動支援
重度訪問介護 同行援護

合同会社 one
桜井市忍阪 301
TEL/FAX 0744-57-9135

さくら結い株式会社

訪問看護ステーション
サポートnow

私たちは、住み慣れた地域やご家庭で安心して、その人らしい生活が送れるように支援しています。

〈サービス内容〉

- ・精神科通院の方、認知症の方の訪問いたします
- ・心と身体の相談と健康状態の観察
- ・お薬についての相談と内服の援助
- ・日常生活での助言や援助、困りごとの相談支援
- ・主治医や関係機関への連絡・相談
- ・今後の設計(自立・就労・日常生活・学校など)に関する相談

桜井市戒重 290-6 C-102
TEL0744-48-0540 FAX 0744-48-0541
受付時間 8:30~17:30(定休日 土・日・祝)



より快適に、使いやすく。
心地よい聞こえをしっかりとサポートします。

八木駅前 認定補聴器専門店

リオン 補聴器センター奈良

営業時間/午前9時~午後5時(日曜・祝日は休みます)

(0744) ミミヨイ FAX
☎ 25-3341 25-4365
〒634-0005 橿原市北八木町1-5-9 和田ビル 5F・A

福祉用品取扱店

試験期間有(一部器種を除く)親切・丁寧にお選びいただけます。
★おからだのご不自由な方ご自宅までお問い合わせ(要相談)

①技能者常駐で安心
②耳鼻科と提携
③アフターフォローが万全

■新大宮店 ☎(0742)35-6833



地域生活支援事業

地域や利用者の実情に応じて桜井市が中心になって行う事業です。

移動支援事業、日中一時支援事業などがあり、利用希望者は、社会福祉課に申請し、事業所と契約をしてサービスを受けることになります。

ただし、原則費用の1割が自己負担となります。

自立支援医療の給付・助成 (更生医療・通院医療)

身体障害者の障害を軽減するための医療費(更生医療)の給付および精神疾患による通院医療費の助成が受けられます。ただし、原則、医療費の1割が自己負担となります。

特別障害者手当

重度の重複障害により日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の人は、特別障害者手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

障害児福祉手当

重度の障害により日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人は、障害児福祉手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入し、加入者が死亡などの場合に、残された障害者(児)に終身の年金を支給する制度です。

- 対象**
- 身体障害者手帳1～3級、および療育手帳を所持している人。
 - 前記障害と同程度の精神または身体に永続的な障害のある人を扶養する65歳未満の人。

その他障害者の各種助成など

自動車改造費の助成	→社会福祉課
自動車運転免許取得費の助成	→社会福祉課
自動車税などの税の減免	→税務課・桜井県税事務所
JRなどの運賃の割引	→JR各駅窓口
国内航空運賃の割引	→航空会社窓口
NHK放送受信料の減免	→社会福祉課、NHKの窓口(問合せ)
有料道路通行料の割引	→社会福祉課
携帯電話基本料の割引	→各機種取扱店
手話通訳など派遣事業	→社会福祉課

精神障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳(1・2級)所持者を対象に、健康保険証を使って病院に支払った医療費の一部を助成します。所得制限があります。

(加入している健康保険から高額療養費などの給付を受けた場合は助成金との重複分を差し引くか、返還していただくことになります。)

精神障害者医療費助成制度(精神通院医療)

精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を持っていない人が、自立支援医療(精神通院医療)を利用し病院に支払った医療費のうち月500円を差し引いた額を助成します。所得制限があります。ただし、社会保険各法の「本人」以外の方が対象です。

重度心身障害者医療費助成

問 保険医療課

53ページを確認してください。

(以下は広告スペースです)

NPO法人ライフサポートあんしん 生活介護事業所 **きゃんぱす**

生活介護事業



Instagram @CANVAS211001

奈良県桜井市粟殿1036 シャングリ・ラ2階

TEL.0744-55-1626

FAX.0744-55-7706

ホームページ QR



社会福祉法人 桜井市手をつなぐ育成会虹の郷

指定障害福祉サービスセンター双葉

生活介護 居宅介護
共同生活援助
行動援助 計画相談

☎0744-43-5621 FAX46-9553

指定特定相談支援センター虹の郷

☎0744-43-5660 FAX46-9553

桜井市大泉573番地の4

お問い合わせは HPをご覧ください

